平成２３年（フ）第４６３号
栃木県宇都宮市西原町530―13、住民票上の住所東京都目黒区下目黒３丁目４番２―604号　ジャルダン目黒
債務者　山﨑　佑樹
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月９日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第４７０号
栃木県鹿沼市村井町165番地５
債務者　鈴木　　誠
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第９９５８号
埼玉県飯能市大字双柳1500―10
債務者　田守　一葉
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１００９６号
東京都足立区島根４丁目29―１―201
債務者　成田　　薫
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０１０６号
東京都中央区日本橋堀留町２丁目６―２―607
債務者　一色　　愛
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０１８６号
東京都足立区関原２丁目１―25―105
債務者　高瀬　道隆
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３５号
長野県北佐久郡立科町大字牛鹿1165番地
債務者　小宮山春美
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月28日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２３年（フ）第３２７号
愛知県豊田市平和町４丁目65番地１　パティオクラブ豊田Ａ５―３号
債務者　後藤　英理
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月５日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１９３号
岡山市中区円山338番地
債務者　野田　和彦
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９０号
岡山県倉敷市児島下の町１丁目９番13号　片山アパート１号室、旧住所岡山県倉敷市児島塩生1841番地９
債務者　杉原　茂彦
1　決定年月日時　平成23年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２４号
熊本県菊池市野間口821番地４　ウイングコートＴＭ　Ａ101
債務者　兵藤　悠里
1　決定年月日時　平成23年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月20日午前11時20分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２３年（フ）第２５号
熊本県山鹿市熊入町77―３―103号
債務者　山室　瑞城
1　決定年月日時　平成23年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月20日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２３年（フ）第１９０号
釧路市大楽毛２丁目１番20号　リラハウスＤ―３
債務者　小阪　岳志
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月28日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第１６号
熊本県阿蘇市役犬原306番地１　山本盛人方
債務者　氏家　和子
1　決定年月日時　平成23年７月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月29日午後２時
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２３年（フ）第８６８号
東京都八王子市元横山町１丁目19番９号かつみハイツ101号
債務者　塚本　雄二
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部